

# 国立大学法人宮崎大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人が定める役員に支給する期末手当(賞与)の額は、その職務実績を勘案して学長が必要と認める場合には、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額できることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年12月1日から役員俸給月額表を約0.2%減額改定した。</li> <li>・12月期期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の147.5へ減率改定した。</li> </ul>	
理事		法人の長に同じ
理事(非常勤)		改定なし
監事		法人の長に同じ
監事(非常勤)		改定なし

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,118	千円 11,884	千円 4,234	千円 ( )			
A理事	千円 13,738	千円 10,072	千円 3,588	千円 78 (通勤手当)			
B理事	千円 13,738	千円 10,072	千円 3,588	千円 78 (通勤手当)			
C理事	千円 13,710	千円 10,072	千円 3,588	千円 49 (通勤手当)			
D理事	千円 12,642	千円 7,786	千円 3,079	千円 996 (異動保障給) 24 (通勤手当) 756 (単身赴任手当)		H23.3.30	◇
E理事 (非常勤)	千円 2,237	千円 2,142	千円	千円 53 (通勤手当)			
A監事	千円 10,882	千円 8,704	千円 2,014	千円 164 (通勤手当)	H22.4.1		
B監事 (非常勤)	千円 1,590	千円 1,551	千円	千円 39 (通勤手当)			

注1:「異動保障給」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
C監事	千円 6,534	年 6	月 0	H22.3.31	—	退職手当額は、在職期間に係る業務の進行状況を参考として、増額、減額ともに行っていない。	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理を行う。  
新たな業務や重点的に行う業務等に対応するため、既存の組織の業務の見直し等による人員の適正配置を図り、人件費の抑制を図る。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等における給与水準等を考慮し、給与水準を決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠し、職員の勤務成績等に応じて、昇給、昇格、降格及び勤勉給の成績率の決定を実施している。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇給	毎年1月1日の昇給日に、昇給日前1年間の勤務成績等により決定されるA～Eの5段階の昇給区分に応じて昇給させることができる。
昇格	勤務成績の良好な職員が別に定める昇格基準を満たしたときは、1級上位の級に昇格させることができる。
降格	職員が、就業規則の規定に基づき降任したときは、下位の級に降格させることができる。
賞与:勤勉給(査定分)	6月期及び12月期の勤勉給は、基準日以前6箇月以内における勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給される。

##### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- (1) 平成22年4月1日実施
  - ・労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超える所定外労働における時間外勤務手当及び休日勤務手当(日曜日を除く。)の割増率を、100分の125又は100分の135から100分の150に引き上げた。
  - ・期末給及び勤勉給の6月期と12月期の支給割合を国家公務員に準じて調整した。(年間の支給割合には影響なし)
- (2) 平成22年12月1日実施
  - ・55歳を超える職員(一般職5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く)について、当該職員の俸給及び役職給の支給額を1.5%減額した。
  - ・俸給表を中高年齢層(40歳台以上)が受ける俸給月額に限定して平均0.1%引き下げた。(指定職員俸給表は平均0.2%引下げ)。
  - ・12月期賞与(期末給・勤勉給)の支給割合を0.2月分(一般の職員で期末給△0.15月、勤勉給△0.05月)引下げた。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,232	43.4	6,280	4,739	56	1,541
事務・技術	307	42.1	5,142	3,896	61	1,246
教育職種 (大学教員)	519	48.6	8,087	6,081	61	2,006
医療職種 (病院看護師)	280	35.3	4,516	3,426	47	1,090
技能・労務職種	18	53.6	5,127	3,853	52	1,274
教育職種 (附属義務教育学校教員)	47	40.9	6,288	4,777	41	1,511
医療職種 (病院医療技術職員)	58	40.7	5,048	3,805	46	1,243
その他医療職種 (医療技術職員)	2					
その他医療職種 (看護師)	1					

再任用職員	14	62.1	2,861	2,439	50	422
事務・技術	8	62.3	2,700	2,304	38	396
技能・労務職種	4	61.5	2,939	2,511	68	428
医療職種 (病院医療技術職員)	2					

非常勤職員	209	32.9	3,841	2,933	46	908
事務・技術	44	38.2	3,090	2,345	66	745
教育職種 (大学教員)	41	39.7	5,870	4,479	49	1,391
医療職種 (病院看護師)	79	26.7	3,532	2,709	31	823
技能・労務職種	19	37	3,186	2,421	76	765
医療職種 (病院医療技術職員)	26	28.6	3,328	2,544	35	784

#### 〔年俸制適用者〕

非常勤職員	10	35.7	6,335	6,335	34	0
教育職種 (大学教員)	10	35.7	6,335	6,335	34	0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員の区分については該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注3: 常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)、その他医療職種(看護師)並びに再任用職員の医療職種(病院医療技術職員)については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

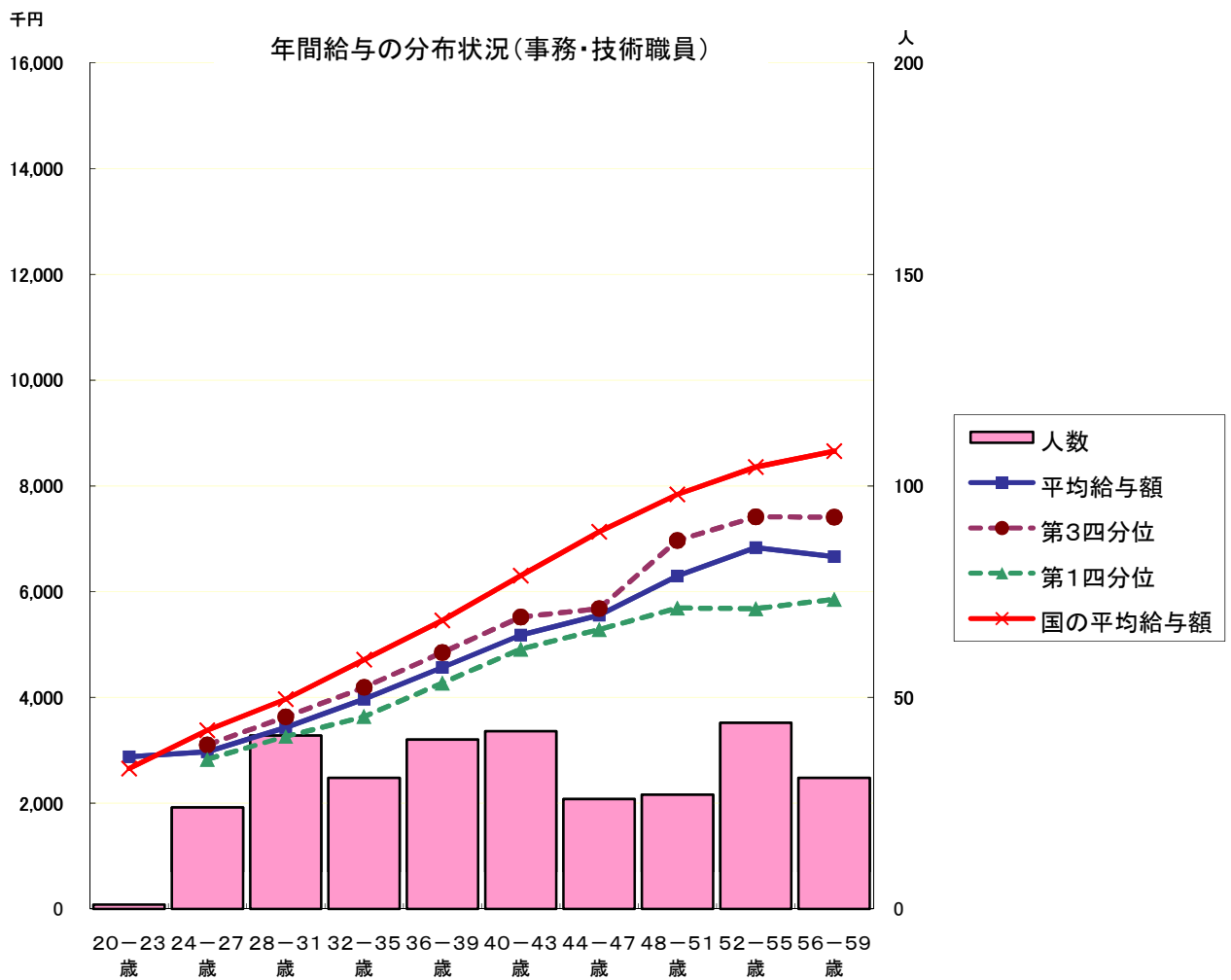
注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

注6: 再任用職員の表について、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

注7: 非常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

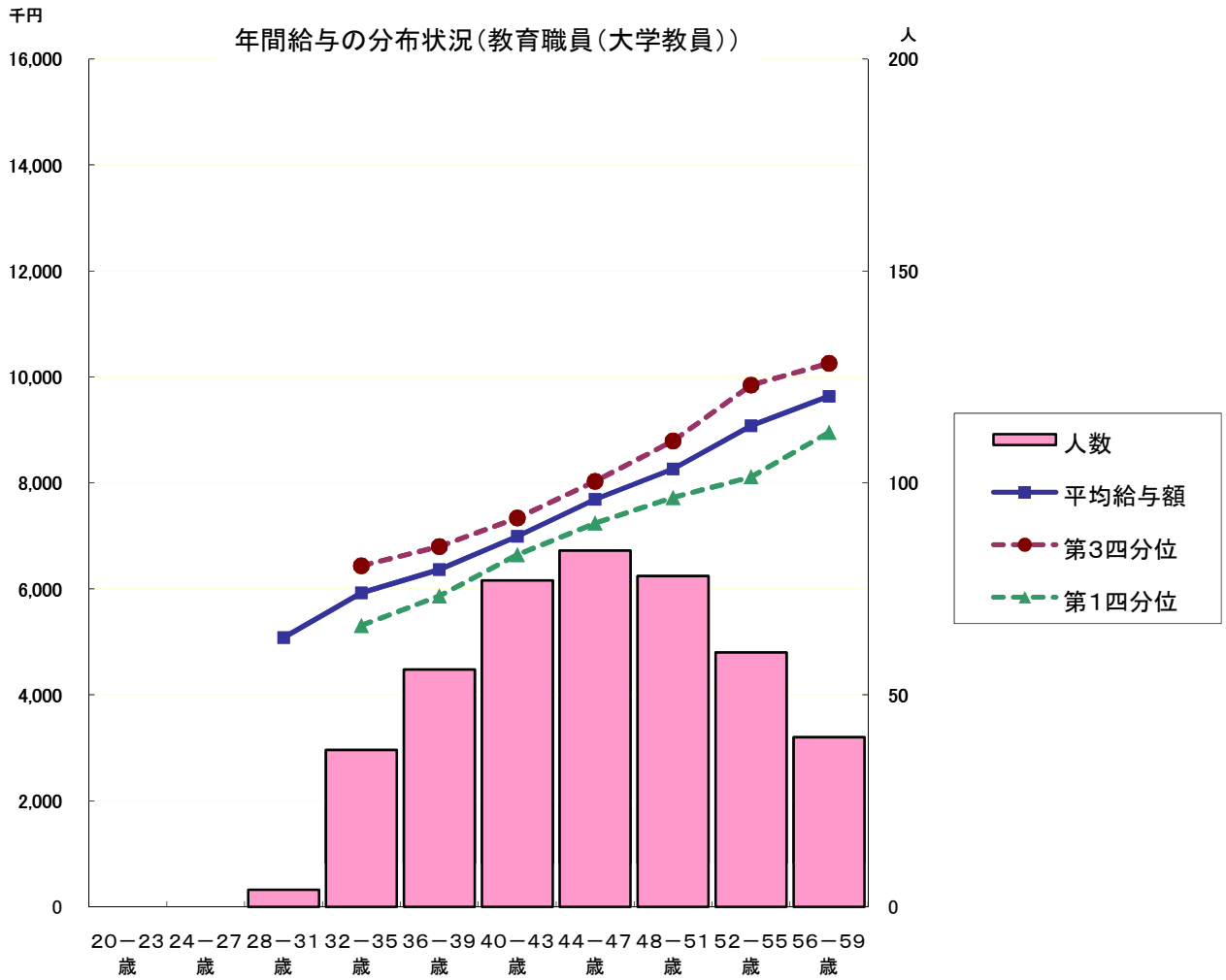
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

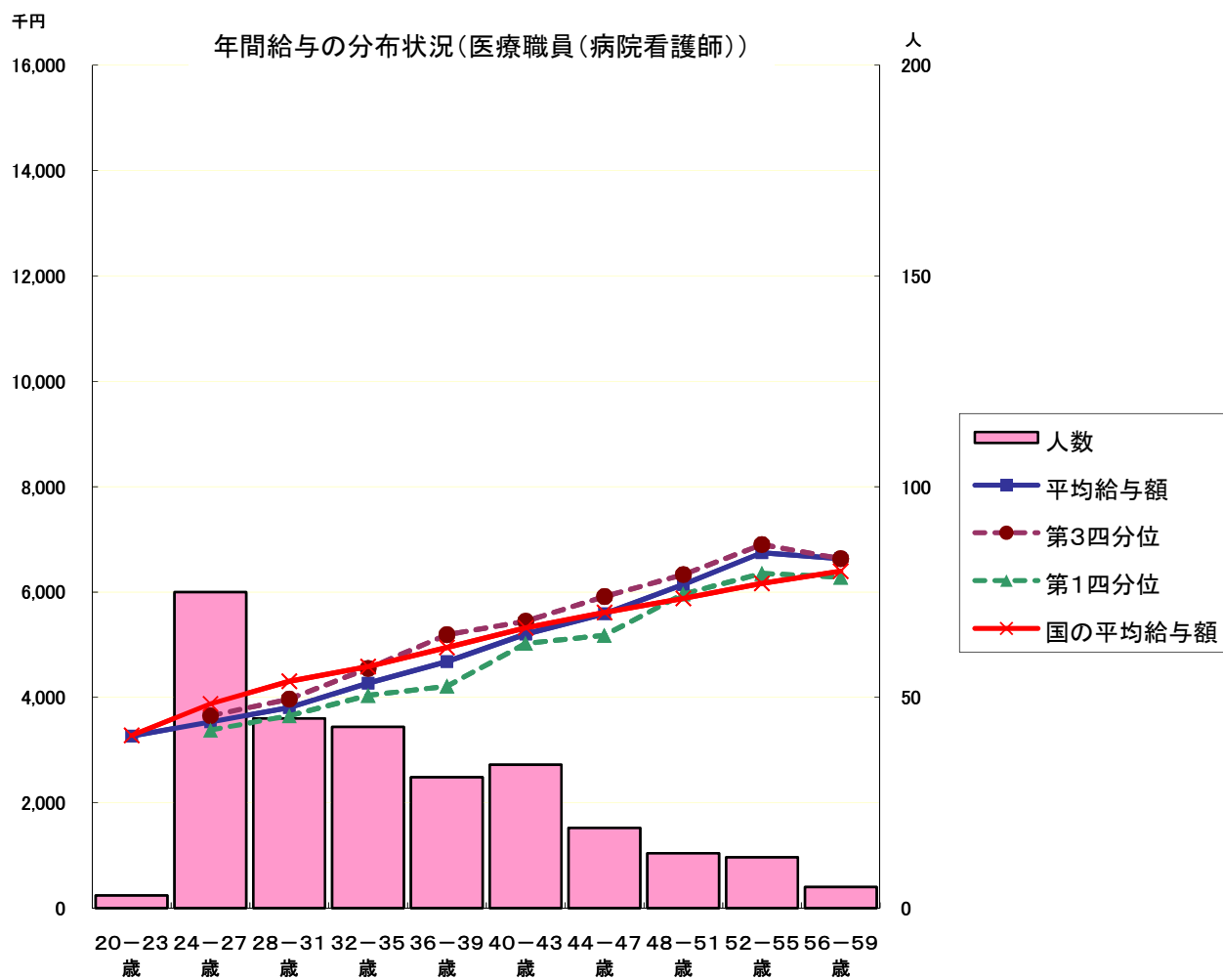
分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
				第1分位		第3分位
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位	部長	7	54.1	8,560	9,403	10,201
	課長	21	55.1	7,355	7,632	7,803
	次長(課長補佐)	24	52.6	6,729	6,986	7,219
	係長	111	45.8	5,043	5,453	5,815
	主任	22	43.4	4,294	4,913	5,605
	係員	122	33.5	3,241	3,710	4,180



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位	教授	175	56.6	9,051	9,749	10,460
	准教授	150	47.5	7,311	7,762	8,339
	講師	43	46.6	6,970	7,503	8,151
	助教	145	40.9	6,022	6,497	6,984
	教務職員	4	50.0		5,352	

注:教務職員の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	
代表的職位	看護師長	24	50.0	5,980	6,246	6,488
	副看護師長	54	41.8	5,026	5,331	5,686
	看護師	198	31.4	3,555	3,954	4,259

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	次長 係長	課長 次長
人員 (割合)	人	人 43 (14.0%)	人 85 (27.7%)	人 124 (40.4%)	人 20 (6.5%)	人 21 (6.8%)
年齢(最高～最低)		歳 36～22	歳 56～28	歳 59～34	歳 59～46	歳 59～49
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,767 ～1,882	千円 3,918 ～2,444	千円 4,801 ～3,063	千円 5,779 ～4,668	千円 6,502 ～5,232
年間給与額(最高～最低)		千円 3,541 ～2,488	千円 5,136 ～3,241	千円 6,456 ～3,982	千円 7,589 ～6,172	千円 8,354 ～6,957

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	人	人 8 (2.6%)	人 6 (2.0%)	人 該当者なし ( )	人 該当者なし ( )	人 該当者なし ( )
年齢(最高～最低)		歳 59～53	歳 57～49	歳 ～	歳 ～	歳 ～
所定内給与年額(最高～最低)		千円 7,413 ～5,773	千円 8,674 ～6,290	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)		千円 9,674 ～7,667	千円 11,440 ～8,560	千円 ～	千円 ～	千円 ～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	人	人 4 (0.8%)	人 147 (28.3%)	人 43 (8.3%)	人 150 (28.9%)	人 175 (33.7%)	人 該当者なし ( )
年齢(最高～最低)		歳 54～42	歳 64～29	歳 64～32	歳 64～33	歳 64～40	歳 ～
所定内給与年額(最高～最低)		千円 4,370～ 3,697	千円 6,139 ～2,955	千円 7,159 ～3,710	千円 7,333 ～3,889	千円 9,204 ～5,476	千円 ～
年間給与額(最高～最低)		千円 5,772～ 4,923	千円 7,729 ～3,885	千円 9,384 ～5,021	千円 9,601 ～5,242	千円 12,336 ～7,386	千円 ～

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	人	人 該当者なし ( )	人 198 (70.7%)	人 54 (19.3%)	人 24 (8.6%)	人 3 (1.1%)	人 1 (0.4%)	人 該当者なし ( )
年齢(最高～最低)		歳 ～	歳 58～23	歳 58～32	歳 59～42	歳 59～52	歳 ～	歳 ～
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 4,396 ～2,321	千円 4,839 ～3,103	千円 5,045 ～4,100	千円 5,744～ 5,623	千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 5,891 ～3,065	千円 6,376 ～4,213	千円 6,897 ～5,556	千円 7,716～ 7,540	千円 ～	千円 ～

注:各級における人員が2人以下の級については、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。



④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 66.5	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 33.5	% 35.2
	最高～最低	% 48.8～33.0	% 45.1～29.6	% 45.3～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.8	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.2	% 33.9
	最高～最低	% 41.0～31.7	% 37.5～28.0	% 37.9～29.8

(教員職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 65.3	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 34.7	% 36.4
	最高～最低	% 51.4～33.5	% 47.6～30.0	% 46.6～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 68.2	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 31.8	% 33.5
	最高～最低	% 42.9～32.5	% 39.3～22.4	% 41.1～28.7

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.7	% 63.4	% 62.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.3	% 36.6	% 38.0
	最高～最低	% 41.0～34.9	% 37.5～34.6	% 39.3～34.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.4	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 32.6	% 34.2
	最高～最低	% 41.0～31.7	% 37.5～27.9	% 39.3～29.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他の国立大学法人等

81.7
93.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

93.0
------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))  
対他の国立大学法人等

95.2
96.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 81.7	
	参考	地域勘案 88.9
		学歴勘案 82.3
		地域・学歴勘案 89.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33.9% (国からの財政支出額 10,442百万円、支出予算の総額 30,762百万円:平成22年度予算) 【検証結果】 給与制度は国家公務員の給与水準等を考慮して決定していることや、指数の状況も妥当な範囲に収まっていること等から、適切な給与水準となっているものと考えられる。	
講ずる措置	国家公務員の給与水準等を考慮しつつ、中期目標等に掲げる人事の適正化に関する目標等を踏まえ、今後も引き続き人件費削減に取り組む。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 95.2	
	参考	地域勘案 97.4
		学歴勘案 94.1
		地域・学歴勘案 96.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33.9% (国からの財政支出額 10,442百万円、支出予算の総額 30,762百万円:平成22年度予算) 【検証結果】 給与制度は国家公務員の給与水準等を考慮して決定していることや、指数の状況も妥当な範囲に収まっていること等から、適切な給与水準となっているものと考えられる。	
講ずる措置	国家公務員の給与水準等を考慮しつつ、中期目標等に掲げる人事の適正化に関する目標等を踏まえ、今後も引き続き人件費削減に取り組む。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.2

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	9,342,334	9,593,460	△ 251,126	(△2.6)	—	( — )
退職手当支給額 (B)	612,958	1,032,587	△ 419,629	(△40.6)	—	( — )
非常勤役職員等給与 (C)	3,387,347	3,131,173	256,174	(8.2)	—	( — )
福利厚生費 (D)	1,534,860	1,471,376	63,484	(4.3)	—	( — )
最広義人件費 (A+B+C+D)	14,877,499	15,228,596	△ 351,097	(△2.3)	—	( — )

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

###### 「給与、報酬等支給総額」

俸給月額及び賞与の支給割合の引下げ等の人件費抑制により、対前年度比△2.6%の減額となった。

###### 「最広義人件費」

給与、報酬等支給総額は、前年度比△2.6%の減となり、退職手当支給額も退職者の減により前年度比△40.6%の減となっているが、非常勤役職員等給与は附属病院における医療職員の増員や外部資金等による雇用増等により前年度比8.2%増となり、福利厚生費も法定福利費の負担金割合の増等により、4.3%増となった。このような状況により再広義人件費は対前年度比△2.3%減となった。

##### ②人件費削減の取組の状況について

###### i) 中期目標において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」

(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う、更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続することとしている。

###### ii) 上記のことを踏まえ、中期計画において平成18年度からの5年間に於いて△5%以上の人件費削減を行い、更に人件費改革を平成23年度まで継続することとしている。

###### iii) 本学における総人件費改革の取組状況は下表のとおりであり、平成22年度において△8.5%の人件費削減率(補正值)となっている。

##### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	10,586,173	10,103,682	9,988,317	9,745,326	9,593,460	9,342,334
人件費削減率 (%)		△ 4.6	△ 5.6	△ 7.9	△ 9.4	△ 11.7
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.6	△ 6.3	△ 8.6	△ 7.7	△ 8.5

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし